



組合員および出資金についてのご案内

1. 新しく組合員となる方

札幌市民生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、消費生活協同組合法に基づき、市民のみなさまが不慮の災害等に遭われたとき、相互扶助の精神で共済事業を行うために設立された、営利を目的としない組合です。新しく組合員となっていただくために、出資金として10口100円(1口10円)の出資をお願いしています。

2. 組合員の資格

- (1) この組合の区域内「石狩振興局管内(札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村)一円および小樽市」に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- (2) この組合の区域内に勤務地または共済目的を有する者で、この組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を得て組合員となることができます。

3. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名、もしくは住所を変更したときは、すみやかにその旨をこの組合に届け出なければなりません。

4. 自由脱退

- (1) 組合員は、この組合の事業年度の末日90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて組合を脱退することができます。
- (2) この組合は、組合員が定款第9条(届出の義務)に定める住所の変更届を、3年間行わなかった時は、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に、組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届の催促をしなければなりません。
- (4) 第2項の規定により、理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとします。

5. 法定脱退

組合員は、次の事由が生じた場合には脱退となります。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

6. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の決議によって除名することがあります。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければなりません。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとします。

7. 脱退組合員の払戻し請求権

- (1) 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができます。
 - ①自由脱退または法定脱退による組合員資格の喪失、もしくは死亡事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - ②除名事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- (2) この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができます。
- (3) この組合は、事業年度の終わりにあたり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、その払込済出資額の払戻しを行いません。(出資口数を減少する場合についても、準用します。)



規約および実施規則の変更

この組合は、法令等の改正、社会情勢の変化およびその他の事情により、この規約または実施規則を変更する必要がある場合は、民法(明治23年法律第89号)第548条の4の規定により、この規約または実施規則を変更することにより、変更後の規約または実施規則について合意があったものとみなし、共済契約者と個別に合意することなく保障内容、免責事由または諸手続等の契約内容を変更することができます。(火災共済事業規約第56条)